

## 建築確認手続き等の運用改善について

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、建築基準法施行規則及び関係告示等の改正が行われ、平成22年6月1日より施行されました。

◆建築確認手続きに関する主な改正概要については下記のとおりです。

### 確認審査の迅速化

#### 1. 確認申請図書の補正対象の拡大【告示改正】

補正対象について、従前は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされていたものが、不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）<sup>\*1</sup>と改正されました。

#### 2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査の実施【告示改正】

確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができ、建築主事の確認審査と構造計算適合性判定を同時に実施する<sup>\*2</sup>ことができるようになりました。

#### 3. 「軽微な変更」の対象の拡大【規則改正・技術的助言等】

計画の変更に係る建築確認を要しない「軽微な変更」の対象が、安全上の危険の度等が高くない一定の変更から、建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更<sup>\*3</sup>に改正されました。

※1 建築主事等の指摘により、建築計画を建築基準関係規定に適合させるために必要な修正箇所は、全て補正の対象となります。

これまでの法定通知を交付することなく、書面の交付により補正を求めることとなります。

（原則、メール・FAX 等にて交付）

補正については、新図面・図書による旧図面・図書の差し替えが可能となります。

※2 確認審査と構造計算適合性判定審査を並行して行うことにより、審査期間の短縮を図ることができます。

不整合の多い申請図書については、並行審査を実施することができない場合がありますので、完成度の高い確認申請図書の作成が必要です。

※3 建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とは、「高度な計算や検討」によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものとなります。

「高度な計算や検討」とは、全体架構モデルの再計算、避難安全検証法の再検討、耐火性能検証の再検討、日影図の再検討及び天空率の再計算等が該当します。

## 申請図書の簡素化関係

### 1. 構造計算概要書の廃止【規則、告示改正】

確認申請図書のうち、構造計算概要書については廃止となりました。

これまで構造計算概要書に記載していた「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」については、構造計算書の一部として引き続き提出する必要があります。また、「構造計算書の構成が分かる目次」についても、構造計算書の表紙の次に記載することとなります。

### 2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化【規則、告示改正等】

- 1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図が提出不要となりました。
- 2) 水洗便所の構造詳細図が提出不要となりました。
- 3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図の提出を不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化が行われました。
- 4) 換気設備の構造詳細図が簡素化されました。

### 3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略【技術的助言等】

建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について、確認申請における大臣認定書の写しの添付が省略されました。

## 厳罰化関係

厳罰化関係については、違反設計等への処分の徹底や広範なサンプル調査の実施について改正がされ、国土交通省や特定行政庁がそれぞれの立場で取り組むこととなります。

本改正の詳細な内容については、一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページをご覧ください。<http://www.icas.or.jp/index.php>

本改正に係る講習会配布資料「**建築確認手続き等の運用改善マニュアル**」等のダウンロードが可能です。